

## 短時間労働者を雇用率に算定した場合の雇用率等への影響【推計】

第4回障害者雇用問題研究会（平成16年7月9日）提出資料

- 短時間労働障害者を法定雇用率に算定（0.5カウント）した場合

身体障害者A（常用41.5万人＋重度短時間＋非重度短時間×0.5＋失業者15.9万人）  
 ＋知的障害者B（常用6.1万人＋重度短時間＋非重度短時間×0.5＋失業者1.1万人）

（常用3503万人＋短時間197万人×0.5）×（1－除外率相当分0.107）＋328万人

$$= \frac{A(58.5\text{万人}) + B(7.4\text{万人})}{3544\text{万人}} = 1.86\% \quad (\text{現行通り})$$

現行：1.87%

- 短時間労働者を法定雇用率に算定（0.5カウント）した場合の実雇用率への影響

身体障害者（21.6万人）＋知的障害者（3.4万人）

常用労働者数（1675万人）＋短時間労働者数（94万人）×0.5

$$= 1.45\%$$

現行：1.48%（平成15年6月1日現在）

## 短時間労働障害者を法定雇用率に算定した場合の推計の補足説明

- 短時間労働障害者を法定雇用率に算定（0.5カウント）した場合の計算式の分子の数値については、平成13年度「身体及び知的障害者就業実態調査」より算出したものである。

※ 身体障害者重度短時間労働者は0.9万人、身体障害者非重度短時間労働者は1.0万人、知的障害者重度短時間労働者は0.06万人、知的障害者非重度短時間労働者は0.3万人として推計している。

- 短時間労働障害者を法定雇用率に算定（0.5カウント）した場合の計算式の分母の数値については、平成13年度「労働力調査」（総務省）より算出したものである。

※ 常用雇用労働者数（常用）・・・15歳～64歳までの労働者のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上であるものをいう。

※ 短時間雇用労働者数（短時間）・・・15～64歳までの労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満であるものをいう。

※ 除外率相当分・・・障害者雇用率制度の対象となる労働者の総数に対する、除外率相当労働者数の割合をいう（厚生労働省障害者雇用対策課調べ）。

※ 現行・・・現行の数値については、現在の法定雇用率（1.8%）を算出するにあたり基礎とした数値である。